

芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付事業 支援業務委託提案依頼用仕様書

1 業務委託名

芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付事業支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付事業支援業務を委託し、市内の戸建住宅及びマンション等の集合住宅、事業所施設への再生可能エネルギー及び省エネ設備導入促進のための補助金交付事業を円滑に実施することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

本業務は環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱及び実施要領に基づいて実施する補助事業の支援業務である。そのため、下記業務（1）から（3）を実施する際は、必ず上記要綱及び要領を正確に理解し、補助金交付対象設備と対象外設備双方の知識を有したうえで、本業務を実施することとする。

（1） 補助金交付事業に関する問い合わせに対し、電話・メール等での回答業務

受託者は、補助対象者となる市民・事業者及び、補助申請者となる施工事業者等に、補助金交付要件等の説明及び申請手続き等の説明をすること。対応日時については、原則、市役所の開庁日時と合わせることにし、祝日を除く平日（月曜日から金曜日）の9時から17時半とする。

（2） 交付事業に関する啓発資材・資料の提供

受託者は、補助金交付事業の普及促進を支援することとし、啓発チラシの作成や、市のHP掲載用ツールの作成等の支援を行うこととする。

（3） 申請書類の受領・確認・修正依頼等の受付業務

受託者は、申請書受付事務局として、交付申請書・実績報告書・請求書等の申請書類の受付、書類不備の確認、申請者に対する不備箇所の連絡、書類の差し戻し等の受付業務を行うこととする。また、受付状況や進捗状況について、市に遅滞なく報告することとする。

（4） その他

補助金交付事業の詳細については、別紙1 交付事業説明書を参照すること。

5 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。なお、特定個人情報を取り扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、関係法令等のほか、別紙「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

6 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

7 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記(1)の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

8 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

9 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の

履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和 62 年芦屋市規則第 6 号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

10 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上